

会 議 録

令和2年5月28日作成

会議の名称	令和元年度第4回島本町子ども・子育て会議		
会議の開催日時	令和2年2月21日（金） 午前10時～午前11時52分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	可
事務局（担当課）	教育こども部子育て支援課	傍聴者数	2名
非公開の理由 （非公開（会議の一部公開を含む。）の場合）			
出席委員	1 石田会長、2 浦田委員、3 中野委員、4 柳委員、5 吉崎委員、 6 中西委員、7 永井委員		
会議の議題	1 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメント実施結果について 2 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（最終案）について 3 その他		
配布資料	【会議資料】 1 「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（素案）」に係るパブリックコメント実施結果 2 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（最終案） 3 <参考>第二期島本町子ども・子育て支援事業計画記載変更表（パブリックコメント時点素案→最終案）		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

会 長 ただいまから、令和元年度第4回島本町子ども・子育て会議を開会します。

本日は、7名の委員に御出席をいただいております。島本町子ども・子育て会議規則第5条第2項の規定により、委員定数の過半数の出席がありますので、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告いたします。

なお、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者として島本町社会福祉協議会から選出されていた横井委員が退任されましたことから、後任として、同会の永井様が会議の委員となります。よろしくお願いいたします。

それでは、案件に入る前に、本日、傍聴の申出があります。島本町子ども・子育て会議の会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、傍聴を認めます。

【傍聴者入場】

会 長 傍聴者は、「傍聴の心得」を守り、傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、案件に従いまして、議事を進めます。

本日の審議については、議事の都合上、案件の順番を入れ替えまして、始めに案件1「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメント実施結果について」から行います。

案件1 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメント実施結果について

事務局 それでは、案件1「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメント実施結果について」御説明申し上げます。

説明に入ります前に、一つ資料の訂正がございます。資料1の13ページの68番を御覧ください。68番の一番右の欄「町の考え方」の記載内容の上から2行目におきまして、「学識経験者等で構成する第三者委員会」という記載がなされておりますが、こちらの「第三者委員会」の用語を「社会福祉施設等整備審査委員会」に訂正させていただきます。

【資料1に基づき説明】

会 長 ただいま、事務局から説明を受けましたので、御意見、御質問のある方は、挙手の上、発言願います。

委 員 まず、意見番号2番で、乳児であれば全体イベントもいいと思いますが、社会福祉協議会では子育てサロンを開いており、いろいろ行事をするときは子どもさんを預かって実施しているので、社会福祉協議会のこういうものも見られて、是非参加していただきたいと思います。

次に、5番の父親の育児休業の事ですが、これは、結婚してパパになってからではなく、

小学校、中学校の家庭科などの教育において、結婚して家庭を持った場合には、男性も女性も共同して育児をやるという教育がないと、いきなり結婚してから一緒にやれと言われても、男性もそういうことを習っていないとか言われると思いますので、子どもの時から男女共同参画の意識、共に子どもを育てる、家庭を持つという、そういう教育も、どこかでやっていただきたいです。これは、デンマーク辺りでは、小学校1年生からやっています。その代わり、女性も働かなくてはいけない、と書いています。同じ態で、同じ仕事ということでやっています。男性だけが働いて、という、そういうのもおかしいと思います。そうしなければ、女性は、いつまでも頑張る気が起こらないと思います。

それから、9番の病児の件ですが、これは確かに、こういうものを一つ作るのは大変なことで、お金も絡むし、場所も要ると思います。例えば、病院の一角にそういうものを持っていて、契約してというか、いつでも受け入れるという、そういう契約ができないものなのか、お伺いします。

事務局 今、5番の父親の育休取得についての御質問を頂きました。小学校、中学校の現場においては、20年ほど前から、ジェンダー教育あるいは男女共生教育というものが入ってきて、それぞれ総合的な時間の中で、いろいろな取組をしてきています。

例えば、ランドセルの色であるとか、そういうものが、男だから何色とか、女だから何色というものについての取扱いについて、子どもたちにまず問うてみる。あるいは、どうなんだと。男らしさ、女らしさという表現についてはどうなんだというところも、学校の教育の中で進めていて、そうではなく、人間らしさ、人として、ということで、男女の性差、役割分担というものが無いように、この仕事はどうなんだ、この仕事は男性の仕事なのかとか、そういう話を問い掛けながら、授業を進めている部分があります。

それは、様々な教科—家庭科、総合、社会など、横断的にいろいろな中で伝えることは可能なので、学校現場では、今、男女共生という話を、それぞれの教師も人権感覚を磨きながら、子どもたちに、これからの社会を生きていく中で、そういう視点を持ってもらえるように教育の中に入れ込んでいます。

事務局 続いて、1点目に頂戴した社協で取り組んでいただいている事業内容ということですが、本件の項目では、「つどいの広場事業」について焦点を当てての御意見ですが、これを含めて本町の考え方でもお示ししていますが、山崎保育園さんなど、そういった所で取り組んでいただいている様々な子ども・子育て支援の内容については、子育て支援事業の冊子ということで取りまとめをして、各所でお示しをしています。そういったところでのPRに引き続き努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

病児保育の件については、病児・病後児保育の施設整備や運営手法というのは様々ありますが、求められるのは、病院としての医療面の機能だけではなく、保育面の機能の両方を兼ね備えられている必要があります。そういった前提条件を備えた施設ということで、調整を図っていく必要があると考えています。

考え方の中でもお示ししていますが、費用も、町負担がゼロというわけにはいきません。また、それを担っていただく事業者も限られてくるということで、ハードルは高いとは考えていますが、引き続き課題であるということは十分認識しているので、前向きに、かつ、慎重に取り組んでいきたいと考えています。

会 長 ほか、御質問よろしいですか。

委 員 3 ページの意見番号 15 に「コミュニティソーシャルワーカー」というのが出てきますが、御意見の中で、誰を指しているのかが少し分かりません。町の考えとしても、「コミュニティソーシャルワーカーと連携を図る」と書いてあります。これは、誰の事を指しているのでしょうか。家庭児童相談室の事なのか、社協さんの事なのか。社協さんの事であれば、「社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー」と書かれた方がいいと思います。

委 員 社会福祉協議会の方にたくさんいらっしゃって、各地区にいらっしゃいます。その人たちを信頼して、相談に行かれています。

委 員 解決しました。

事務局 スクールソーシャルワーカーは、学校でのソーシャルワーカー、そして、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）は、先ほどおっしゃっていただいた社会福祉協議会の中で、地域で活躍される方ということで、教育と福祉の連携を図ってまいりたいということで、両者をつなげているということです。

委 員 社会福祉協議会の方でしっかり取組をされていると思うので、その事を書いていただいたらと思います。

委 員 続いて質問です。保育の事を随分いろいろと書かれています。やはり、行政の方も一番案じておられるのは、保育士の確保だと思います。重労働で、小さな命を預かっているわけなので、緊張もあるし、大変だと思います。その保育士は、どのようにして確保しておられるのでしょうか。そして、保育士が 20 年、30 年と働ける職場をどのようにサポートしておられるのかというのが、私は一番気になるところです。やはり、最後は人間なので、人材がそろっているのかということだと思います。

もう一つは、57 番で、公園が足りないとか、もっと公園を造ってほしいなど、いろいろ出ています。確かに、今マンションがたくさんできていますが、そのマンションの建設を許可するときに、その敷地内に公園を一つ造るという縛りとか、契約の中に入れることはできないでしょうか。

事務局 保育士確保策については、委員御指摘のとおり、本町のみならず、全国的に保育士不足が叫ばれて久しいです。本町としても、これまでも、民間の保育園に対して、新規採用の保育士が来られたら一定の補助を出すとか、それを数年続けていただくと、その都度支援の助成金を出す。確保と定着という二つの課題に、できる限り取り組んでいます。それでも、保育士の確保がままならない状況の中で、できることは全てやっついこうと思います。ただ、予算上の制限があるので、何もかもというわけにはいきませんが、現在、当初予算の編成を行っており、令和 2 年度の予算においても、新たに民間保育園が保育士のために宿舍を借り上げる場合、一定額ですが、補助を出すといったことも考えています。

いずれにしても、そういった全ての確保に当たっては、予算を伴います。完全に負担なしで取り組んでいくことはできないので、これで十分かと言われると、もちろんまだまだ課題は残るわけですが、できる範囲で、できることを進めていくという考えです。

ただ、一方で、職場環境や待遇面といっても、賃金が全体的に上がっていく必要があるという部分では、国の動向を注視して、町としても要望を行いますので、その辺も含め、

検討課題としては、引き続きあるものと考えています。

もう1点の公園整備については、一定規模のマンションや住宅の建設開発に当たっては、緑地の確保、公園の設置という部分は、条件的に含まれているものと認識していますので、そのように進めていただいているところです。

会 長 その他、御意見、御質問はございませんか。

委 員 6ページの35番ですが、やはり、情報の公開というのは一番大事なことなので、議事録の公表をできるだけ速やかにしていただきたいと思います。それと、常々思っていますが、やはり、発言者をある程度特定できる形にされないと、誰が言って、どうなっていったかという起承転結が分からないと思います。特定できるというのは記号でもいいわけで、A委員が何を言ったか、B委員が何を言ったか、それによって、その人の発言の流れが分かったりするわけです。今の議事録の公開は、時間も遅い。行政もいろいろ仕事が多くて大変だと思いますが、やはり、傍聴に来られている方はいいですが、来られない方もたくさんおられて、関心を持っておられる方もたくさんいらっしゃるので、できるだけ早く議事録を公開していただきたいと思います。要旨だけでもいいと思います。そういう形で、情報公開を的確にやっていただきたいと思います。

今はパブリックコメントに関しての意見ということなので、これで一旦終わらせていただきます。

事務局 まず、議事録ないし要旨の事ですが、この公表が遅くなっていることについて、改めてお詫び申し上げたいと思います。これは、委員の皆様に対してだけではなく、全ての住民の方に、会議が終わり次第速やかに公表するのが本来であるということは、十分認識しております。今後、改善に向けて努力したいと思っております。申し訳ございません。

公開に当たっての委員の特定、A、Bといった記号でもいいからという御意見ですが、この点については、検討させていただきたいと思います。

また、要点録か議事録か、どちらが望ましいのかについても、検討させていただきます。

委 員 今回のパブリックコメントに寄せられた年齢層は、手掛かりとか分かりますか。若いお母様方、お父様方なのか、どういう年齢層からそういうコメントが上がってきたか、お聞きしたいです。

事務局 今回のパブリックコメントの実施に当たっては、提出者のお名前と御住所について必ず明記した上で御提出いただくこととなっておりますが、回答の中に、その方の年齢や家族構成など、そういった情報までは含まれていないので、実際に意見を御提出いただいた方がどのような年齢構成等にあるかについては、把握していません。

委 員 おそらく、やはり、子育て中のお父さん、お母さんがかなり関心を持たれていると思います。実際にこれを読ませていただいて、今すぐ何とかしてほしいという気持ちもものすごくコメントの中から出てきています。子どもさんはどんどん成長していくので、今これを要望しても、時間がたってしまったら、また違う問題が起きてくるということで、すごく急を要する問題だと思います。

それに対して、町の皆さん、すごく努力されて、一生懸命されていることは分かりますが、前のアンケートもそうですが、皆さん、ものすごく町に期待されている部分が多いと思います。そういう部分を、これから島本町がどのように扱っていただけるのか、お聞か

せ願いたいと思います。

事務局 頂いている御意見は、目の前にある喫緊の課題であり、その当事者の御意見なので、スピード感を持って取り組むべきだと。これについては、我々も、そのように考えております。

今回は、第二期計画策定に当たってのパブリックコメントではありますが、日々、保育所、幼稚園を始めとする各種事業に、我々取り組んでいる中で、窓口、お電話で直接御意見を頂いて、その中で、現実的な、具体的な対応を日々取り組んでいるところです。その中で、当然直ちに対応できないものもありますが、できることは、真摯に、前向きに取り組んで、年度ごとに取組内容に反映ができるものはしているということで、即時性については、ある程度担保していると考えています。

もちろん、町の計画としての今後5年間の全体像への反映も大事ですし、日々の業務で、目の前で保護者の方と対話をしながら進めていくことについても、十分理解しながら、今後取り組んでいきたいと思っています。よろしくをお願いします。

委員 アンケート調査をされた側としては、その結果がどのように反映されて、どういう取組が行われているか、とても期待してアンケートに回答すると思います。そのアンケートで出てきた文章は、アンケート調査の結果で分かりますし、今回のパブリックコメントに対しての町の考え方でも簡単には分かるけれども、これを見ても、とても分かりにくいです。

優先順位として、今回、保育の基盤整備を第一に置かれて取り組んでいると思いますが、アンケートで出てきたそれ以外の事に対して、町の方としてどのように優先順位を持っているのでしょうか。それは、今取り組んでいる最中なのか、取り組もうとされているのか、絶対財政上無理とか、いろいろな問題があって近々取り組めないとか、そういうところを分かりやすくしたものを出していただけたらと思います。そうすると、アンケートで答えた内容で、例えば公園の事や学校の事はどうかとか、保育所はどんどん建っていくのかなど、いろいろな意見に対して、それを見れば何となく、今進んでいるのかどうかなどが分かるのではないかと思います。

保護者も、実際、小さい子を育てながら、忙しい中で細かい文章をじっくり読むのはなかなか難しいと思うので、一覧で、進行中など、そういうことが分かるような簡単なものを出していただけたら有り難いと思います。

事務局 アンケートで頂戴した中身が、どのように、どの施策に具体的に反映されているかという対応関係が分かりにくいという御指摘だと思います。もちろん、頂いたアンケートは、こちらから御準備させていただいた質問内容に対する回答と、自由意見の御回答ということで、大変多岐にわたっています。それを、この会議に通しまして、皆さんのお力をお借りしながら計画案に落とし込んでいくという作業を進めてきています。個別に、このアンケートの御意見がこの施策に反映されているということを逐一お示しするとなると、なかなか難しいということは、御理解いただきたいと思います。

この第二期計画もですが、全ての計画というのは、今後の町の方向性を大局的にお示しして、それを目標として掲げ、そこに5年間、その都度の予算の編成ということで、可能な範囲で対応していくという中身になっています。例えば、保育や公園整備といった部分

で御意見を頂いていたとして、それがどのような形で今後5年間の計画に反映されていくかというのは、この計画の中の該当部分にどのような表現でお示ししているかという、そこに表れてくるという格好です。

頂いたアンケート一つの項目についても、あるいは相反する、あるいは複数の要素を含んだ様々な御意見がある中で、それを皆さんのお力と御意見を頂きながら、計画案としてまとめていく作業なので、もちろん、頂いた御意見をそのまま採用することができないこともあります。その点を踏まえてこの計画ということですので、よろしくをお願いします。

会 長 よろしいですか。今のも含めて、その他、御意見、御質問おありになる方、いらっしやいますか。

委 員 このパブリックコメントにしても、皆様の御意見もそうですが、行政にしてほしいと言ってもしてくれない。これは、文句を言っても決して反論されませんので、行政は、ある意味で本当に気の毒だなと時々思います。

小・中学生の親御さんたちに申し上げたいのは、42番の「小・中学校における食育の推進」で、「(食育は) 食べるだけではなく (その背後には) 生産、供給がある」と書かれています。教育だ、何だと言わなくても、島本町の小学校の環境は、緑に恵まれていて、四季折々の作物が目に入ります。田植えが済んで、稲ができて、草取りをして、そして、農家の方々が汗水垂らして、暑い時も、寒い時も働いて、そして、食糧を作っているというのが、学校に行く時に嫌でも目に入ります。こんなに恵まれた環境というか、教科書で田んぼの絵を見てもイメージが湧きません。目に入るというのは、素晴らしい環境です。私も、子どもが小学校に行っていた頃は当たり前だと思っていたけれども、(子どもが) 中学くらいになった時、有楽町の駅を降りて、五、六分の所に小学校がありますが、運動場に桜の木が1本あるだけで、あとは全部ビルディングです。運動場には、草も生えてない。もう生える余裕もないという。その時、うちの子は幸せだなと思いました。

本当に緑に恵まれ、先生の話や教科書ではなく、自分の目で作物が作られていくところを見られるというのは、素晴らしい環境だと思うし、非常に誇りに思います。

会 長 事務局、今のはよろしいですか。

その他、御意見、御質問ございませんでしょうか。

委 員 議事進行をお願いします。

会 長 そうしましたら、これにより、「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの実施結果」を承ったものとします。

なお、今後起り得る軽微な変更、修正、最新のデータへの改正等については、会長に一任を頂きたいと思えます。

案件2 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（最終案）について

会 長 続きまして、案件2「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（最終案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、案件2「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（最終案）について」

御説明申し上げます。

【資料2及び資料3に基づき説明】

会 長 ただいま、事務局から説明を受けましたので、御意見、御質問のある方は、挙手の上、御発言願います。

委 員 パブリックコメントの中にあつた放課後デイサービスの件に触れられていましたけれども、やはり、町において認可権限のある施設については、その認可に関わる委員会の充実ということを入れた方がいいのではないのでしょうか。特に、最近、実態を知らずに、儲かるから保育や放課後デイなどに参入するという民間事業者が後を絶たない状況で、これが問題を引き起こしています。悪質とまでは言わないが、そういった不適当な運営主体が入ってこないように、町が認可権限を持っているものについては、しっかりした体制を、これからも引き続きお願いしたいです。

先ほど訂正された「第三者委員会」についても、施設等の対象を広げていただいて、できるだけ多くの専門家の意見を取り入れていっていただきたいと思うので、そういった事も触れていただければ有り難いです。

この件に関しては、以上です。

資料2の中の案件について、発言してもよろしいでしょうか。

先ほどもお話をお伺いしましたら、やはり、理想的な事というか、ベストのところを目指してということをお考えで、策定されているということで理解できますが、「はじめに」という一番基本的なところの下から2段目に、「本計画では、あらゆる状況に置かれている子どもを分け隔てなく支援し」と、すばらしいことを書いていただいています。余りにも住民に期待を持たせすぎるのではないかと危惧しています。ここの計画では、「様々な状況に置かれている子どもを分け隔てなく支援する」くらいに収めた方がいいのではないかと。「あらゆる」ということは、本当に可能なのかとお尋ねしたかったわけです。

本文の1ページの上から2行目に、「近年では、女性の社会進出が進み、待機児童の（慢性的な発生が課題となる）」ということが書かれていますが、これはうそだと、私は思います。女性の社会進出で、女性が働きにいかれる機会が増えているのではなく、家計の問題で、御主人だけの収入でなく、もう少し増やしたいということで、女性がパートに出られたりしていることが多く、本当に女性の社会進出というのは、こういう会議が社会進出です。いわゆる国会議員であるとか、島本町もそうですが、大阪府議員であるとか、半分と言わないまでも、33%くらいは女性が出ていなければいけないわけですが、実際の状態を見ると、ほとんどの上場会社の執行部は男性で、社外役員さんに女性が出ているということです。だから、「近年では、女性の勤労の時間が増加したため、待機児童が慢性的に発生している」というのが本当ではないかと、私は訴えたいです。逆に言えば、もっと女性の社会進出を促進すべきです。

余談ですが、国会議員なども3割くらい女性が入って、もっと女性の意見を入れれば、平和で安全な社会が実現できるのではないかと思います。

もう1件。最近、こういう会議に出るのは覚悟が要ると思いますが、皆さん、うつす・うつされると怖がっている新型コロナウイルスの件がありますが、ここでではなく、福祉関係の保健の方でやられると思うのですが、保育所では、一人がインフルエンザになれば

なるし、一人がノロウイルスになれば、みんななると。それが家庭に持ち込まれて、家庭で連鎖して夫婦で倒れるというような経験も、私も身近で見ているわけですが、そういう保育所、幼稚園、学校における感染症対策について、今は、コロナウイルスは余り毒性が強くないのでいいけれども、鳥インフルエンザが人にうつるといようなことも、身近な問題として時間の問題と言われていますが、そういったことに対して、行政としてどのように取り組まれていくのでしょうか。それは国からなので、島本町独自というのは難しいかも分かりませんが、どのようにお考えになっているのか、考え方だけでもこういったところに少し触れていただければ有り難いと思います。よろしくお願いします。

事務局 先ほど頂戴した、町内の放課後デイサービスの閉鎖があったということを受けて、指導体制の担保の件を盛り込むべきではないかという御意見ですが、資料2の51ページを御覧ください。

「(6) 多様な主体の参入促進」の項目の中で、後ろから2行目に「特定教育・保育施設等については、適切な運営や保育体制となるように、府とも緊密に連携して町の支援・指導体制を強化します」ということを述べており、広い意味で、この中で包含して表現させていただいていると考えています。

「はじめに」の部分で、「あらゆる状況に置かれている子どもを分け隔てなく支援し……全ての子どもが健やかに成長できる環境整備を一層促進してまいります」という表現について、当然、本町として目指していく方向性、理念は、児童虐待等も含めて目標として定めるものなので、ここの「はじめに」として語る理念、目標のところ、何かハードルを下げていく、現実的な表現にしていくということよりは、国や国連の憲章等でうたわれている児童の人権に寄り添って考えると、現時点では直ちに実現不可能かもしれませんが、「あらゆる状況の全ての子ども」を対象に考えていくべきであるということで、この表現を採用させていただきたいと考えています。

1ページの「1 計画策定の趣旨」の中の「女性の社会進出」という表現はいかがなものかという御意見だと思います。ここについても、書き出しが「わが国」ということで、本町に特化した話ではなく、日本国としての現時点における認識を、国の白書等に基づき、こちらに記載させていただいています。「女性の社会進出」というのは、様々な見解があるかと思いますが、厚生労働省、文部科学省を始め、国の様々な施策の中ではこの表現が用いられているので、本町としても、この部分は、この表現を採用させていただきたいと考えています。

続いて、保育施設での感染症対策の件については、時節柄、今、新型コロナウイルスの対応ということで、日々大阪府や保健所から情報が下りてきており、それを直ちに町内の民間施設を含めた各施設に周知を図っています。それを通じて、保護者の皆様にも、正確な知識、正確な対応ということで呼び掛けを行っています。

もちろん、新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザ、それ以外の感染症については、日々手洗いの励行やマスクの着用を発熱時の対応ということで、できる対応としてはいずれもベーシックなものが存在するので、それで日々対応を行っているということで御理解いただきたいと思います。

会 長 よろしいですか。

委員 感染症対策の中で、設備的な面での施策は、お考えになっておられないのでしょうか。例えば、ある大阪の南の方の保育所を視察した時に、入口の所に滅菌器が付いていて、そこから消毒の薬が常時噴出していました。壁は、菌に強い系統の壁材を使っているというのを見てきたことがあります。

0歳児や小さい子どもさんがいらっしゃる部屋などに対して、そういった物理的に予防ができること。病院などに行くと、滅菌の部屋クリーナーを置いている所もあります。財政的な面での負担を考えると、すぐにはできないかも分かりませんが、今後は、そういった設備の導入を長期的に考えていただければ、皆さん安心されるのではないかと思います。意見を述べさせていただきました。

会長 コメントはございますか。

事務局 感染症対策の中でも、ハード面の対応ということでの御尋ね、御意見かと思えます。病児・病後児保育を引き合いに出しますが、ほかのお子さんとの隔離や医療室、それに従事する職員がそこに付いていると。そういった、もう既に、設備と言うよりは、施設面からの対応ができるような体制が最も望ましいと思っています。

感染拡大防止ということで、御意見にあったような抗菌素材や滅菌素材あるいは噴霧の装置という部分ということも一定効果が認められると思えますが、これを直ちに、あらゆる施設に整備というのは、困難な面もあるかとは思いますが、ただ、引き続きそういった面も含めて、施設整備の段階での課題ということでは注視して、慎重に考える必要があるとは思いますが。

現時点で行われている対策としては、施設・設備というよりは、空気清浄機などの備品という部分で、あとはハード面でできることというのは、直ちに行うことが困難なものが多く、先ほどお示したような手洗い励行等でのソフト面での対応で、公衆衛生上の考え方を取り入れて図っていくしかないと考えています。

いずれにしても、複数・多数の児童が施設で暮らしていくに当たり、完全に感染症の拡大を防止するというのは困難な面もありますが、それも踏まえて、感染症が発生した際に、直ちに保健所への連絡などそういった体制を取るよということとは、日々指導を行っているので、その点について御理解賜りたく思います。

会長 新たに事業者を募集するときに、その辺りの条件を付けるということもあるかと思うので、意見として付けさせていただきます。

その他、御意見、御質問ございますか。

委員 私たちは、よく外の研修に行かせていただくことがありますが、ほとんど虐待防止の研修で、ずっと立て続けに行われています。テレビのニュースでも、そういう具体的な、本当にかわいそうな思いをしている子どもたちの事が出てきています。

この資料の66、67ページに、一応虐待の事について書かれていますが、ほかの自治体の方たちの話を聞くと、もっと具体的に掘り下げた状態で、虐待に対しての対策をかなりされています。島本の中でも、時々そういう話は聞くことがあります。そういうことに関しての危機感について、町はどのように考えているか、お聞きしたいです。

先日も、子どもさんが駆け込んできたのに追い返すというような、本当に悲しい対応の仕方をされたということが（ニュース等で）ありましたが、もし、仮に、島本町でここに

書かれている虐待の内容が具体的にあった場合、どのように対応されるのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 まず、計画上の66ページの虐待防止に関わる部分での御意見ですが、計画の書き振りというか、全体像を目標として示しているということなので、このような表現になりますが、日々の対応としては、66ページの(2)で述べている「要保護児童対策地域協議会(要対協)」が中心になってケースの進捗管理を行っています。その中で、虐待あるいはそのおそれがある御家庭についてのフォローを行っています。

この計画の書き振りだけを見ると、具体的な部分が見えてこないという御指摘はあるかもしれませんが、日々そのような具体的な対応は担当者中心に行っておりますし、その対応に当たっては、本町だと、虐待の担当課は我々子育て支援課で、大阪府の吹田子ども家庭センターと日々連携を図って取り組んでいます。学校関係の事案であれば、教育推進課とも緊密に連携を取って一体対応をしているところなので、その点については、御理解いただきたいと思います。

先般発生した、児童相談所に駆け込んできたお子さんを追い返した事例ということですが、あれはあってはならない事例であり、もし、本町あるいは吹田子ども家庭センターで同様の事案が発生したとき、どのような対応かと言いますと、「48時間ルール」というのがあって、事案発生、虐待であると認識する、あるいは通告があると、その時点から決められた一定時間内に対応することになっています。もし、これが夜間に生じた場合には、我々が夜間対応も行うこととなっています。

委員 要保護児童対策地域協議会の構成員は、どのような構成になっていますか。

事務局 82ページを御覧ください。用語説明の中で、概要ですが、お示しをしています。

正確な本町における関係部署については、今手元に資料がございません。

委員 行政組織だけなのでしょうか。

事務局 島本町要保護児童対策地域協議会については、この用語集にあるとおり、福祉、教育、保健、医療、警察等ということで、行政組織だけではなく、民間組織の方も入っています。

具体的には、福祉については、民間でも社会福祉協議会の方、民生委員・主任児童委員の方も入ってもらっています。庁内の福祉事務所ということで、これは行政ですが、健康福祉部が入っています。教育については教育推進課と教育総務課、学校についても幼稚園、小学校、中学校が入っています。保健については、大阪府茨木保健所に入っています。もちろん、保健医療については、いきいき健康課も本庁内のセクションとして入っています。あと、福祉ということ言えば、健康福祉部で障害を抱えていたり、生活保護ということで、児童虐待に係る背景をお持ちのお子さんに関わるセクションとして、行政が入っています。警察については、都道府県の組織ですが、入ってもらっています。

あと、実際に子どもさんを受け持つ施設として、町立の幼稚園・保育所と、プラスアルファ民間の組織として、山崎幼稚園や高浜学園、RICホープ水無瀬保育園、小規模保育事業所も、近年、町内において整備している保育所等も全て含めて、地域協議会の傘の下で、そういった事案が起これば、みんなで情報共有を図りながら、子どもさんへの対応を支援していくということで、必ずしも公の組織だけではなく、民間も含めて、トータルで

支援していくという組織です。

委員 そうすると、年に2回、定例的に会議を持つという組織ではなく、何か事案が出たときに集まって対応していただく形の組織という認識でいいでしょうか。

事務局 この協議会は、委員がおっしゃったとおり、何かの事案が起こった場合については、その子どもさんが何々幼稚園に所属という場合は、その施設長であるとか、この要保護児童対策地域協議会の調整機関である教育委員会の子育て支援課の家庭児童相談員と、それをフォローするために、例えば、保健センターでその子どもさんを小さな時から見守りをしていればその保健師も入ったりということで、それぞれの事案に基づいて、その子どもに関わっているセクションや民間の機関も含めて、ケースカンファレンスを行い、それぞれの責任の所在と言いますか、どの機関が今後どういう役割を果たしていったらいいかという展望を含めて議論していくということなんです。

ただ、実際にそういった事案が起こったときだけではなく、年に1回、総会ということで、参画機関の皆さんに集まっていただいて、子ども家庭センターの職員の方から、近年の吹田管内での動きであるとか、国の法令の動きであるとかというようなことの情報共有と言いますか、資質を高めるような会合につきましても、させてはいただいています。

そのほか、要対協の中でも、今、機関で言えば、公民にかかわらず、10以上あります。もちろん、吹田子ども家庭センターのケースワーカーも来ていただきますが、特に、コアメンバーとしては、福祉事務所のケースワーカー、職員で社会福祉の免許を持つ者と保健師、教育推進課の担当参事とスクールソーシャルワーカー、警察の方も含めて10人程度で、2か月に1回、こういった事案が起こったので、今後処理方針があるのか、または、その場限りで終了してもよいものなのか。重症度や、どこの機関が対応するのかについて、新規の受付会議をしたり、または、引き続いてモニタリングというか、継続して見なければならぬことについても、ある機関が一つ自分の所だけで判断するのではなく、定期的に会合を開き、各機関で情報を出し合って、今後の方向性など、みんなの知恵を借りながら情報共有を図っていくことについて、年間10回程度、コアメンバーによる会議を開いています。この協議会については、相当頻回に会議を行い、町内の虐待事案について対峙している状況です。

委員 「要保護児童対策地域協議会」というのは、前に「島本町」というのが付くわけですか。

事務局 要保護児童対策地域協議会については、全国の自治体にあります。本町においては、「島本町要保護児童対策地域協議会」という名称です。

委員 今のお話に出た要保護児童対策地域協議会の事についてですが、実際に、私たちもここに関わらせていただいているということで、2月10日に研修を受けさせていただいています。そういう点では、私たちも勉強をさせていただく機会があることを、ここで伝えたいと思います。

委員 委員に、研修についてお伺いしたいです。

今、小学校6年くらいから中学にかけて、すごい数の子どもが、男性に対して、「神様お願い、泊めてください」というメールがすごい。すると、男性から何て返事が来るかというと、「同じベッドで寝てもいいなら、来ていいよ」というと、喜んで行く中学生がすごい。

実は、東京の弁護士さんたちと一緒に、このような子どもたちを助け合う活動をしており、そこに勉強会に行っていますが、(支援対象の子どもの数が) すごい数で、これは虐待といえば虐待だが、子どもが(自分から) 行く。よく「誘拐された」と言いますが、それは違って、家に居たくないという理由から、子どもが喜んで行っているのです。そういう話は、研修で上がっていますか。

委員 今やっている研修では、具体的にそういうことは上がっていません。おそらく、家庭での親御さんからの虐待みたいなものの延長線に、そうした子どもが逃げ出したいという思いが、そちらの方にいってしまうのではないかという危惧は、研修の中で時々出てきます。

あと、スマホに対しての取扱いについての指導も、島本町で結構されているようですが、これからもっと授業に入ってきたりするというので、常に、その延長線にそういう危機感があると、話の中で時々出てきます。

委員 余りに数が多いので、それは、虐待と見えません。特に、父親からの性的虐待は、全然見えないので。

委員 パブリックコメントのところが気になっていました。32ページの「1 安心して子どもを育てることができる環境づくり」と、パブリックコメントの3ページの13番に意見されていることがずっと気になっていて、今読んでいてはっと思ったのは、安心して子どもを育てることができる環境づくりと町内の路線バスについて、文章に「更なるバリアフリー化を推進しました」とあります。その安心して子どもを育てる環境づくりが、路線バスをノンステップバスにすることと何の関係があるのでしょうか。多分、意見されている方もどういうことなのかと、これは幼稚園の送迎バスなのかと言われているが、そうではないという返事があるだけです。

事業計画に、環境づくりと路線バスのノンステップ化が書かれているが、何の関係があるのか、本当にこれが必要なのか教えていただきたいです。

事務局 ただいまの御質問に対して、御指摘の箇所の主旨についてはノンステップバスの更なるバリアフリー化の推進ということですが、これと子どもを安心して育てることができる環境との関係については、当然、お子さんと共にバスを利用する際に、子ども自身が歩いてバスに乗れるお子さんもいらっしゃる、歩き出して間もないお子さんであったり、幼稚園児・保育園児であったりと、幼い子どもさんもいらっしゃいます。そういった小さなお子さんからすると、二、三十センチの高さの乗降口というのはなかなかの段差になるので、子どもにとってのバリアフリー化という意味で、ノンステップバスを採用することによって、親子連れでバスも利用しやすくなるといった面から、ここでは、安心して子どもを育てることができる環境づくりということの町内における一例として、路線バスに関する例を挙げさせていただいていますので、その点御理解いただきたいと思います。

委員 今の返答は、路線バスは阪急などが百山の方に走っているが、それについて指しているということでしょうか。

事務局 御指摘のとおりです。

委員 分かったけれども、ここに必要な文章なのかは、分かりかねます。

委員 質問です。71ページの平成31年2月11日の「幼保連携型認定こども園の整備・

運営事業者募集要項（再公募）について」ですが、これは、一度行ったが（応募事業者が）ゼロだったのでもう一度（公募した）、という意味なのでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員 分かりました。

委員 以前にも質問したかもしれませんが、資料2の53ページ「子育て世代包括支援センター」をお作りになるということですが、この場所は、どちらなのかということ。

それから、国のガイドラインでも対象年齢はいろいろですが、「妊娠期から子育て期にわたり」と書いてありますが、この「子育て期」の対象はいつまでなのか、教えていただきたいです。

事務局 子育て世代包括支援センターの設置についての御質問です。本年の10月から、子育て世代包括支援センターがふれあいセンターの1階に、いきいき健康課という母子保健を担当している部局があります。そちらの方で設置を進めるため、本年2月定例議会にも予算案を上程しているところです。

また、対象としては、委員御指摘のとおり、子育て世代ということで、例えば0歳から18歳までとか、幅広い年齢を対象として設置される自治体もありますが、本町については、主に、就学前までのお子様について、一貫して御相談できる窓口の整備ということで整備を進めています。

委員 多くの自治体などで、やはり、就学前の相談窓口というのは結構関わりがあったり、保育園、幼稚園などであったりしますが、学童期になると敷居が非常に高くなるなどして、相談する場を失ってしまう保護者の方が多くおられたり、気軽に相談できる場がないという方もおられるので、小学校、就学前だけではなく、ほかにもこちらの方に相談機関は書かれていると思いますが、相談しやすい状況というのを作っていただきたいと思います。それと、「包括」ということなので、本来的には、子育て世代というのは、小学校に行っただけからでも子育ては続くので、そういう意味では、もっと幅広く支援されるべきではないかと思えます。これは、国の言葉の問題であります。

それから、58ページの「継続実施項目」の中で、「(3) 課題のある児童・生徒に対する支援体制の充実」というところで、昨今、いじめの問題にどう対応していくのかというのは、自治体の方針として大きく打ち出していないといけないことかなと思います。先ほどの児童虐待防止もそうですが、いじめ防止ももっと打ち出していくべきところだと思います。

非行については、全国的に減少傾向ですが、非行の問題なども、薬物事案についてはかなり増えているので、そこも触れていただいているけれども、単に罰を与えるだけでは通用しない。もっと幼少期からの教育も必要で、特に、いじめは、先ほどの虐待等も含め、重要なところであると思えます。

自殺については、10代、それ以前の自ら命を失くしてしまう子どもたちも増えてきている方向にあり、そういったところについて、自治体としてどう対策を打っていくのかということも、もう少しアピールしていかれた方がいいと思います。

事務局 貴重な御指摘ありがとうございます。委員御指摘のとおり、やはり、学齢期になられてからは、学校の教育機関であるとか、島本町に設置している教育センターなど相談で

きる場所がありますが、就学前から切れ目なく相談支援できるということは、非常に大切なことであると思っています。健康福祉部のいきいき健康課において、子育て世代包括支援センターを設置しますが、そういう学校・教育機関とも連携を行い、継続した支援が実施できるよう努めてまいりたいと思います。

事務局 続いて、いじめについての御質問です。島本町でも、いじめ防止基本方針を策定しており、それを基に、各学校において、第何小学校又は第何中学校いじめ防止基本方針というものを必ず策定しています。それに基づき、いじめ対応については、組織で対応できるように、教職員も研修をしながら、早期発見・早期解決に向けて取り組んでいます。

また、薬物の防止についても、小学校5年生、中学校段階において様々な団体を講師に招聘し、あるいは警察との連携により薬物乱用防止教室等を実施し、ドラッグの危険、飲酒の危険などについても啓発をしているところです。

あと、自殺防止については、昨今、文部科学省の方から「SOSの出し方について」という通知があり、小中学校の段階においてもどういった声を上げていくのかという情報も入ってきている状況です。

事務局 少し補足をさせていただきます。自殺対策に関しては、健康福祉部の方で、去年の3月に「島本町地域福祉計画」を策定し、その中身が「第4期島本町地域福祉計画」と「第1期島本町自殺対策計画」ということで、この二つの計画を包含した計画を策定したところです。

その中の第1期の自殺対策計画において、「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進」といった項目を一つ設けており、その中身は、先ほど申し上げた部分をやっているため、より具体的に定めているという分については、この計画で見ただけだと考えています。

委員 いろいろな方とお会いする機会がありますが、私たちと同じくらいの60代、70代の確定申告を見ると、そこそこ高齢の方の扶養に子どもさんが入っている。何気なく、子どもさんが扶養に入っておられることを尋ねると、実は息子が引きこもりで、後の事を考えると、死んでも死に切れないと言われました。

子育て支援の中に入るのかどうか分かりませんが、そういう引きこもり問題、不登校といったことについても、少し触れていただければ有り難いと思います。

事務局 今、御質問の不登校、引きこもりについては、青少年の中での問題、特に、不登校が増加しています。義務教育を終えた後の進路として、やはり、青年期における引きこもりについても増加をしています。その受皿として、どういった部局がその支援ができるかというのは、今、教育の中と福祉の担当者レベルで、今後どういった方向性でサポートできるかを着手し始めたところです。

引きこもりの対策についても、国の説明をサポートいただきながら、どういった施策が可能なのか。最近では、アウトリーチ型のサポートも必要ではないかという話も参考にして、島本町ではどのような施策が取れるのか、今後検討してまいりたいと思っています。

委員 高槻市の社会福祉協議会では、「ハイフン」というものを作って、そういう引きこもりの方などを対象とするサロンを運営されているそうです。御参考までに。

事務局 事例の御紹介ありがとうございます。確かに、今御指摘いただいたように、引きこ

もりの方については、社会でも問題になっている「8050問題」ということで、50代の引きこもり等の子を80代の高齢の親が扶養しておられるという、不登校から引きこもり、そして、引きこもりが長期化して、という問題が指摘されています。

引きこもりについては、基本、学齢期においては、教育センターや学校等で適切に相談支援を行っていただいています。やはり、それでも解決しない、長期化した場合については、現在も、島本町社会福祉協議会の自立相談支援窓口での生活困窮者等の相談支援の中で、そういった御相談も受けています。本年の実績を見てみますと、やはり、そういう御相談が増加する傾向があると感じています。本年4月からは、そういう自立相談支援機関の窓口において、引きこもりについても御相談をお受けするというので、相談窓口を明確化したいと思います。

学齢期については、引き続き、教育センターと学校機関できっちりとサポートしていただくと認識しています。両機関で連携しながら、相談支援体制を構築してまいりたいと思います。

会 長 その他、御意見、御質問は大丈夫ですか。

委 員 どうしても一つ分からないことが出てきました。「島本町子ども・子育て支援事業計画」の対象は、小学生までということになるのでしょうか。これをずっと見てみると、中学生についての記述が余り出てこないもので、ずっと気になっていました。

先ほどの包括の話をお聞きしたら、もしかすると、これは小学生までの事の会議だったのかなど、情けない話ですが、今そこにたどり着いているので、よろしく願います。

事務局 委員御指摘のとおり、基本的には、子ども・子育て支援法に基づく計画ということでいきますと、対象年齢は、児童福祉法でいうと18歳までとなっていますが、その中で、取り分け保育・子育てという部分に焦点を当てた計画なので、おおむね小学生までです。ただ、中学生、高校生の部分というのが含まれているかどうかというのは、対象外かとは思いますが、部活動等の部分で言及があるので、一部、中学生の部分についても含まれていると、そのような計画と御認識いただければと思います。

会 長 本来だと、18歳まで視野に入れて作っていただきたいというところで、そちらはきちんと御理解されているとは思いますが、どうしても要望も多く、課題も多いということで、就学前、それから小学生辺りの記述が多くなっているということかと思えます。できるだけ、上の方もきちんと視野に入れているということが伝わるような書き方をよろしく願いますということ、よろしいでしょうか。

委 員 昨今のマスコミのニュースによると、日本の学生の読解力が低下していると言われています。やはり、58ページにあるように、学校だけでなく、家庭でもそうだと思いますが、本を読むという習慣をできるだけ付けるように読書週間を充実させないと、いくら外国語を習得しようと思っても、母国語が頼りなければ外国語がうまくいくはずがないので、国語教育の充実をしっかりとやっていただきたいです。これは要望です。

会 長 特に、小学校から上になると、学校その他いろいろな所と連携してやっていただくことになるかと思えます。その辺りの事も視野に入れて、お書きいただければいいと思います。よろしく願います。

事務局 1点、事務局の方から補足説明をさせていただきます。

話を戻して大変恐縮ですが、先ほど委員から御質問を承った、本計画の32ページの「安心して子どもを育てることができる環境づくり」におきまして、路線バスのバリアフリー化に関する事で御指摘いただきました。先ほどの質問の主旨としては、内容面も去ることながら、この項目における位置付けが妥当なのかどうかというところも含まれていたと思いますので、その点について、補足で説明させていただきます。

まず、32ページの本項目については、目次を御覧いただくと、もともと「第一期計画の主な取組の評価」という題目の中における1項目として設定しています。この路線バスのバリアフリー化自体も、第一期計画において具体的な実施項目として定めた経緯があります。具体的には、第一期計画の中で、実施項目として、「安心して外出できる環境の整備・充実」という項目を掲げており、その中で、「路線バスに、より早期に低床化車両を導入できるよう、関係機関へ要請します」という具体的な事項を掲げています。この事項に基づき、第一期計画の5年間の中で、町内の路線バス事業者に対してバスのバリアフリー化を要請させていただきました。その結果として、この5年の中で、具体的には平成30年に、ノンステップバスを全て導入することができたので、その取組の評価を掲げさせていただいた次第です。

委員 それをおっしゃるのであれば、もう一つ付け加えて、バギーや車椅子といったところへの対応も打ち出していないといけないのではないかと思います。特に、最近は、双子ちゃんのバギーを乗せるとか、乗せられないとかで物議を醸したこともあります。ノンステップバスというのは、果たして子ども・子育てに直接影響するのでしょうか。それよりも、やはり、バギーや車椅子などに対する対応も、今回無理であればいいので、将来的には盛り込んでいけたらと思います。

事務局 先ほど御指摘いただいたことについて、委員おっしゃるとおり、子育て世代に対するバリアフリー化の課題というのは、第一期計画において全て完了したわけではありません。随所に課題が散見されていることから、第二期計画においても、引き続き項目の一つとして挙げています。具体的には、62ページの重点施策1の「(7) バリアフリー化の推進」及びそれと関連して「(9) 妊産婦や子どもに優しい環境の醸成」の中において、今御指摘いただいたような個別事業も含めて具体に対応してまいるものと考えています。

会長 それでは、これにより、「第二期島本町子ども・子育て支援事業（最終案）」を承ったものとします。

なお、今後起こり得る軽微な変更、修正、最新のデータへの完成等については、会長に一任いただきたいと思います。

案件3 その他

会長 それでは、「その他」につきまして、事務局からございますか。

事務局 次回の会議の開催予定については、現在、未定となっております。その旨定まりましたら、また改めて調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 本日の予定案件は、全て終了いたしましたので、子ども・子育て会議は、これで終了いたします。

なお、本年度最終の会議を終了したことにより、教育長から御挨拶がございます。

教育長 皆さん、長時間ありがとうございました。令和元年度は、本会議をもちまして、最終回ということでございます。本年度は、4回にわたり子ども・子育て会議を開催していただきまして、「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」の策定を御審議いただいたところでございます。

いよいよ、来年4月から、この「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」は、5か年の初年度ということでございます。

来年度につきましても、引き続き、皆様方の御意見を参考にさせていただきながら、島本町のより良い子育て支援をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日は、大変ありがとうございました。